

教保体第698-2号
平成26年7月24日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について(通知)

日頃から、学校給食の運営、充実につきましては、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成26年7月9日付け教保体第623-1号「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及びアレルギー疾患管理指導願の取扱いについて」により通知いたしましたが、本県では、気管支ぜん息・食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患を有する児童生徒の把握については、「アレルギー疾患管理指導願」を廃止し、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とすることといたしました。

つきましては、平成25年6月25日付け教保体第486-1号『学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』の作成について」により通知いたしました、食物アレルギー対応マニュアルを改訂いたします。

給食の実施の有無にかかわらず、食物アレルギーを持つ児童生徒の症状や各学校の実態に応じたマニュアルの作成をお願いするとともに、食物アレルギーへの対応に係る体制の充実について適切な御対応をお願いします。

記

〈主な改正点〉

- 1 食物アレルギーの対応は、給食時以外にも必要であることから、マニュアル名を「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に変更した。
- 2 「アレルギー疾患管理指導願」に関する記述を削除し、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に改めた。
- 3 「学校給食における食物アレルギー対応フローチャート」の修正、及び一部様式の全面修正を行った。さらに「学校給食のない学校における食物アレルギー対応フローチャート」を追加した。

県立学校部 保健体育課

学校給食担当 松本・荒井 電話：048-830-6968

健康教育担当 成澤 電話：048-830-6963